

会 議 録

会議の名称	令和4年度第2回本庄市水道事業審議会
開催日時	令和4年7月27日(水) 午後2時00分から 午後3時19分まで
開催場所	本庄市都島浄水場 大会議室
出席者	(委員) 小林 猛委員、富田 雅寿委員、山田 康博委員、 竹内 肇委員、永尾 一郎委員、宮部 孝夫委員、 柴崎 厚委員、池田 芳子委員、北野 守康委員、 下岡 忠敬委員 (事務局) 佐藤上下水道部長、平賀水道課長、高山課長補佐、 渡辺課長補佐、山下課長補佐、小川主査、木村主任、 安井主任
欠席者	高橋 博志委員、小磯 雄一郎委員
議題 (次第)	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議題 (報告事項) 第1号 水道施設の状況について 4. その他 都島浄水場の見学について 水道料金の基本料金の免除について 5. 閉会
配付資料	(事前配布資料) 令和4年度第2回本庄市水道事業審議会次第 資料1 水道施設の状況について 資料2 本庄市水道施設見学資料 (当日配布資料) 水道料金の基本料金の免除について 令和4年度本庄市水道事業審議会の開催予定(変更後)について
その他特記事項	審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。
主管課	上下水道部水道課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局（課長）	<p>皆様、こんにちは。本日は、公私共に大変お忙しい中、令和4年度第2回本庄市水道事業審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日、進行を務めさせていただきます、水道課長の平賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議時間でございますが、浄水場見学を含めて全体で1時間30分程度を予定させていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきますが、はじめに、本日の会議で使用する資料を確認させていただきます。</p>
	(配布資料の確認)
事務局（課長）	<p>それではここで、本庄市水道事業審議会の委員の方の変更を皆様にお知らせいたしますとともに、新しい委員の方へ委嘱状の交付を行いたいと存じます。</p> <p>この度、本年の6月29日より、児玉商工会様から本庄市水道事業審議会の委員として推薦していただいております江原貞治様に代わり、宮部孝夫様を新たに推薦していただきましたので、御報告させていただきます。</p> <p>ここで改めまして、新たに本庄市水道事業審議会委員に選出されました宮部孝夫様に対しまして、委嘱状の交付をさせていただきます。本来であれば、吉田市長より委嘱状の交付をすべきところではございますが、公務のため、市長の代理として、上下水道部長の佐藤より交付させていただきます。</p>
	(委嘱状の交付)
事務局（課長）	<p>ありがとうございました。なお、宮部様の任期は、令和4年6月29日の委嘱日から、前任者の残任期間の令和5年7月30日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。ではここで、新しく委員となられました宮部様より、一言御挨拶をお願いいたします。</p>
	(委員挨拶)
事務局（課長）	<p>宮部様、どうもありがとうございました。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に委員の皆様申し上げます。審議会につきましては、本庄市水道事業審議会規則第2条の規定によりまして、原則公開となり、議事録につきましても公開していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。あわせて、本日の出席者が会議に必要な定数に足りているかを報告させていただきます。</p> <p>本庄市水道事業審議会条例では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定しております。本日、御出席いただ</p>

	<p>いております委員さんは全12名中、10名でございます。会議成立に必要な過半数に足りていますことを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、これより次第に基づき進行させていただきます。次第の2番、会長挨拶でございますが、小林会長より、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>江原さんの後に審議会委員となられた宮部さん、およそ1年の間となりますが、どうぞよろしく願いいたします。今日は、初めての会場となりますが、審議会の後、都島浄水場の見学もあるということですので、審議会をスムーズに進行できるよう、皆様の御協力をいただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
事務局（課長）	<p>小林会長、ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入らせていただきます。発言につきましては、挙手をしてからお願いいたします。本庄市水道事業審議会条例第6条第2項の規定により、会長が議長となるとされていることから、以後の議事進行は小林会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>これより議事に入ります。委員の皆様には、会議のスムーズな運営に御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>事務局に確認をします。本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>本日の傍聴希望者はいらっしゃいません。</p>
会長	<p>はじめに、報告事項の第1号「水道施設の状況について」、資料1に基づき、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料1に基づき説明)</p>
会長	<p>ただ今の事務局の説明につきまして、大変長く説明がありましたが、御質疑等ありましたら、お受けいたします。挙手をもってお願いいたします。</p>
	<p>(御意見・御質疑なし)</p>
会長	<p>御質疑等がないようですので、以上で本日の議題については全て終了いたします。議事進行への御協力ありがとうございました。それでは進行を事務局へ戻します。</p>
事務局（課長）	<p>小林会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の4番、「その他」でございますが、事務局から御案内がございます。本日は、この審議会の閉会后、都島浄水場の見学を予定しております。先ほどの報告事項でも御説明いたしました水道施設の状況につきまして、実際にご覧いただき、御理解を深めていただければと存じます。</p> <p>続きまして、水道料金の基本料金の免除について御説明いたします。本日配付しました、お手元のA4判1枚の資料、「水道料金の基本料金の免除について」をご覧いただきたいと存じます。</p>
事務局	<p>(資料「水道料金の基本料金の免除について」に基づき説明)</p>

事務局（課長）	<p>次に次回の審議会の開催でございますが、本日配付したもう1枚のA4判の資料、「令和4年度本庄市水道事業審議会の開催予定（変更後）について（通知）」をご覧ください。前回の第1回の審議会開催時に、令和4年度の開催予定は全部で5回とお知らせをさせていただきました。しかし、こちらの通知にもお示ししてありますとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、第7波に及んでおり、医療環境の逼迫等は、予断を許さない状況となっておりますので、本審議会におきましても、審議会の開催回数を年度内に4回の開催へ変更させていただきたいと存じます。</p> <p>委員の皆様が、新型コロナウイルスの感染の影響を少しでも受けないよう配慮させていただき、場合によっては書面会議を行うなど、最大限の努力をしていきたいと存じますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、次回の開催場所につきまして、再度こちらの都島浄水場とも考えましたが、市街地より離れているため、市街地にあります旧本庄商業銀行煉瓦倉庫での開催に向けて調整しているところでございます。詳細な地図等につきましては、次回の開催通知とともに送付する予定でございますので、通知が届きましたら、御確認をお願いしたいと存じます。</p> <p>次に次回の開催日程につきましては、9月下旬、時間は午後2時からで調整を進めております。決定次第、委員の皆様には御通知を差し上げたいと考えておりますので、御出席のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>事務局からの連絡事項は以上となりますが、何か御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたしたいと思っております。</p>
委員	<p>私から一つ伺いたいののですが、水道料金の基本料金の免除について、市民の方へは回覧等で知らしめるのでしょうか、水道料金を現金で納める方と口座引落としの方と、いろいろな方がいるかと思いますが、ありがたみを受け取ってもらえるような、免除の仕方と言いますか、自然で、おとなしく作業がスムーズに行われると、市民はあまりありがたさを感じないている場合もあるかもしれません。ありがたみを感じるような、収納の方法と言いますか、その辺の方法の説明をいただければと思います。</p>
事務局	<p>例えば、9月分の検針としますと、9月27日に引落としをさせていただき、振込みだとすると9月30日となるのですが、毎月、月の初めに検針員さんが検針を始めまして、検針票を投函しています。こういったサイズのものですけれども、皆様も見たことあるかと思いますが、2か月に1回検針をさせていただいています。その時にA5版の両面刷りのお知らせと一緒に配らせていただいて、6か月間免除になりますということを皆様に御通知したいと考えております。</p>
委員	<p>検針票に免除された額というのは大きく表示されるのですか。</p>

事務局	<p>水道料金システムの都合もありまして、検針票に免除後の金額が記載されるのが一番良いのですが、検針票の上の半分と下の半分と内容が違っております。上の半分の方が検針の時に、例えば50立法メートル使えば、50立法メートル使いましたという内容が記載されます。下の半分は、前回の口座引落しの金額が記載されますが、下の半分の表の金額の方が正しい金額、免除後の金額が記載されますが、上の半分の方は免除されていない金額が記載されてしまいます。その説明も兼ねて、こちらの色紙の方を配らせていただいて、実際は違う金額が記載されていますが、実際は免除された額を引落とすことについて御案内いたします。例えば、納付書の場合ですと、納付書に記載されている金額をお支払いいただくということになります。</p>
委員	<p>私は、納付書で支払うものと口座引落としと両方あるのですが、小林会長が言ったのは、検針票に免除額が大きく記載されると良いのではないかとことだと思えます。要は、例えば下水道も一緒だと下水道使用料と一緒に口座引落としされますよね。水道料金については、夏場でちょっと多めに使ったとすると、引落としだと全然気付かないですよ。これは普段、ほとんど水道を使わない基本料金だけで、下水道の使用がない契約者は急にゼロになれば気付くと思えます。それから通帳から毎回千いくらかが引かれているような人が急にゼロになれば気付くと思えますが、例えば普段1万円ぐらい支払っている人が、この千いくらかの金額が引かれたとしても気付かないのではないかと思えます。広報で周知しているのだと思えますが、広報もホームページも見ている人は少ないから、もう少し大々的にPRしてはいかがかなというお話ではないかと思えます。</p> <p>実はこの前、ニュースになっていましたよね。既に4か所くらいの市では。この市は、実は水道料金を3か月間免除するということでした。八王子の方だったと思えますが、ほかの東京の市でもニュースになっていましたが、経済対策で水道料金を3か月間使い放題、水道料金はもらいませんというようなことをやりましたよね。</p> <p>本庄市の場合は今、インパクトが中途半端なことになっているので、小林会長が言っているのは、せっかくやるのだから、ぜひどこかではっきりとPRをしてほしいということだと思えますが、いかがですか。</p> <p>実は、上里や美里はまだやってないですよ。上里町の方がいいなと言っていたので、そういうところを、ビシッとPRした方がいいのかなと思えますが、いかがですか。</p>
事務局	<p>先ほど担当者の方からも御説明したとおり、検針については奇数月、偶数月とありますが、検針をした際にお知らせの色紙を入れます。また、水だよりも年2回発行していますので、こうした広報の中で、少し周知していくような形も考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。</p>

委員	<p>国の経済対策の交付金で、この辺りは水道料金の減免等を行うところも多いらしいですね。また、水道料金の減免等をしないところも全国的には沢山あるわけですね。ほかのことに使う市町村もあるわけですし、コロナのワクチンのために使う市町村もあるでしょうし、あくまで経済政策で、ばら撒きと言えはおかしいですが、国から来ているお金なので、市町村で交付金の使い道を決められるわけですね。</p> <p>金額的に本庄市も、水道料金の減免等でいいのかなとは思いますが、せっかくやるのだから、なぜほかの市だけはニュースに取上げられて、本庄市は全然取上げられないのかなと思います。是非、部長筆頭にPR活動をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>もう一つ、先ほどの説明の中で利根川が氾濫したときに、都島浄水場は2メートル程度、一階部分は水没するわけですよ。この辺は想定していて、その水没したときに、職員も来たり、帰ったりもできないということもあるでしょうし、危機の管理というか、その辺においての対応はどうされているのか。対応は万全なのか、これからの宿題に残ったままなのか、その辺の状況を聞かせていただけますか。</p>
事務局	<p>まず、先ほど御説明しましたが、こちらの都島浄水場はハザードマップ上では浸水するという事で想定をされております。実際に令和元年に発生した台風19号のときも、建物内までは水は入りませんでした。敷地内の方に水が入ってきたという状況でございました。こういった災害が発生した場合に、どのように行動をするのか、どのような対応を取るのかということにつきましては、厚生労働省が基本となりまして、災害対策マニュアルを策定しなさいということになっております。</p> <p>本市につきましても、風水害対策マニュアルを策定いたしまして、この中で、例えば洪水が起きた場合に、施設が止まってしまったといった場合には、このような給水活動を行いますとか、色々な方法を定めて、適切な行動を取るということで考えております。</p>
委員	<p>私は、職員が施設に入入りできない状況もあるのではないかなと、その辺も含めた説明をお願いしたつもりですが、その辺は説明に入っていなかったと思いますが、職員が入りできた場合の説明ではなくて、施設が水没した場合に人の出入りはできないと思われませんが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>職員につきましては、この一帯がもう水没してしまいますので、まず進入することはできないという状況になります。この場合は、職員の安全を優先するという形になりますので、まず水が引けるまでの間は立ち入りをさせないということ考えております。その後、水の状況を見ながら、施設の状況を確認していくということの流れを考えております。</p>

委員	<p>水が引けるのを待つというような説明ですが、それは起きてから対応するというようにも聞こえます。事前の危機管理ができていないようにも聞こえます。それでいいのかと思います。他人事のような、自分の財産を失うわけではないですし、ちょっとどうかと思います。もう少し市民のためと言いますか、損失を出さない方法と言いますか、施設を守るということも含めて、もう少し親切丁寧な説明がいただければと思いますが、いかがですか。</p>
事務局	<p>先ほどの説明の中にもありましたが、まだ調査を行っていきまして、一般的な浸水対策の方法というのは、いくつか報告としては上がってきております。具体的に、例えば都島浄水場になりますと、2メートル程度浸水することですので、こういったものを防ぐためにどのようなものがあるかということで、部材ですとか、そういったものを調べております。</p> <p>一般的には、その施設を囲ってしまうというような例もありますが、やはり景観上、壁で全て覆われてしまうというようなことにもなりますし、費用もかなり掛かるというところもございます。そのほか、一つずつその施設を囲ってしまって、一部浸水をしないような対策ということも、いろいろ部材等で考えられるということもあります。これにつきましては、今後調査をさらに進めながら、対策等を検討していきたいということで考えております。</p>
委員	<p>洪水ハザードマップというものを、あまりあてにしていなくてもいいものか、軽く考えていいものか、何かことが起きてから考えるのか、どうも説明の中で、ことが起きてから考えるようにも聞こえてしまっていますが、それでいいのか。あまりありがたくない説明に聞こえてしまっていますが、いかがですか。</p>
事務局	<p>ハザードマップは、いろいろな予測データなどから想定されております。過去のほかの市町村でも、被害の規模や状況などを見ますと、その自治体のハザードマップに、より近い実態であったということも報告されてきておりますので、おそらく本市のハザードマップについても、ある一定の災害が起きた場合には、このようなエリアで浸水が起こるであろうということでは考えております。こういったことをどのように対策するのが良いかというところでは、やはり先ほどの浸水対策ですとか、そういったものをより進めていきたいということで考えております。</p> <p>こちらについても効率的に、なるべく早く対応できるように検討していきたいと考えているところでございます。ただ、どうしても費用面ですとか、そういったものもありますので、全体的に水道事業の中でこうしたものの位置付けをさらに高めながら、施設の浸水対策を図ってまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>市で作成しているハザードマップは非常に大切ですので、住民もその情報をあてにして行動しますので、分からないということでは困りますので、よろしく願いいたします。</p>

	先ほどの水道料金の基本料金の免除ですが、免除の対象は、全契約者ということによろしいですか。普段、市の方で補助金を交付する、そういったこともあります。その際は市県民税を払っている方に限っては交付するということですが、この場合は、そういったことが関係なく全契約者について免除ということで考えてよろしいのでしょうか。
事務局	特に税金を払っているとか払っていないとかは関係なく、課税者の方であろうが非課税者の方であろうが、一律で水道料金システムで基本料金を免除することができますので、申請なしで公平に免除させていただくこととしています。
委員	変な話、要するに水道料金を滞納したという方でも関係なく免除するということですね。
事務局	その辺りは検討していく必要があると思います。ご指摘ありがとうございます。
委員	市の方では、もし市県民税を納めていない方は補助金の交付の対象外となると思います。変な話、水道料金を支払っていない方は免除されて嬉しいことではしょうけど、支払っている方からすると、おかしいと思うこともあるのではないかと思います。質問をさせていただきました。
事務局	今、委員からいただいた御意見の中で、基本的に市の水道は、2調定分滞納があると停水措置がありますので、2調定分以上滞納することはないような形になっておりますので、滞納した水道料金を支払っていただければ、免除の対象になりますので、御理解いただきたいと思います。
委員	一応、あくまでも令和4年9月から令和5年2月の使用した分を免除するということだから、その前のことは関係がなく、水道料金を滞納している方は水道を使えてないということだから、その方はその分を免除してもらえないということではないわけですね。水道が止まっている方はね。
事務局	免除の対象は、令和4年9月の検針から令和5年2月の検針ということです。
委員	停水が執行されていて水道が今現在止まっている方はいいですが、今滞納していて止まっていない方というか1調定分ぐらい滞納している方、2調定分滞納している方は停水が執行されますけどね。こうした方はどうするのですか。滞納分は置いておいて、この9月から2月の分は免除するということでもいいのですか。
事務局	検針された分の基本料金は自動的に引かれます。
委員	昔と違って今はすぐに水道が止まりますよね。今は2調定分ですか。昔は、水道は1年も2年も滞納しても止まらなかったですけどね。
事務局	2調定分までですね。
委員	少し皆様にお伝えしたいのですが、全国の水道事業者のうち、上水道事業

	<p>の数はおよそ1,350あります。このうち、本庄市の水道料金は58位で、すごく安い方です。それで水道料金の基本料金を免除ということだからインパクトが弱いのだと思います。美里町は、本庄市より水道料金が3,000円くらい高いのですが、ここが水道料金を免除すると言うと、皆さん喜ぶのだと思います。だから、市民の感覚としてその差は少しあるようですね。</p>
<p>事務局（課長）</p>	<p>他に皆様から何かございますか。 ないようでございますので、次第の5番、閉会に移らせていただきます。閉会にあたりまして、副会長の北野様より御挨拶をお願いできればと存じます。よろしく申し上げます。</p>
<p>副会長</p>	<p>副会長を仰せつかっております日本水道協会の北野でございます。御指名をいただきましたので、恐縮ですが御挨拶申し上げます。 本日は事務局様より、本庄市の水道施設の現状について、かなり突っ込んだ詳しい説明を受けたところでございまして、皆様におかれましては、本庄市の水道施設の状況がどのようなものを御理解いただいたものと思います。御議論にもありましたが、施設の更新とか耐震化とか、それなりにやっつけていかなければいけないということ、私の目からも感じたところでございます。そういった意味では、皆様にとって理解を一層深める良い機会となったものと思います。 お蔭様をもちまして、全ての議事を滞りなく終了することができました。皆様には、円滑な議事運営に御協力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。そして今後も、本庄市の水道事業が着実に進捗することを祈念いたしまして、私からの閉会の御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。皆様、どうもありがとうございました。</p>

会 長

